

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年6月24日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
直島環境センター	平成28年4月8日
環境保健研究センター	平成28年4月13日
西部林業事務所	平成28年4月14日
みどり保全課	平成28年4月20日
廃棄物対策課 (資源化・処理事業推進室)	〃
環境管理課	平成28年4月21日
みどり整備課	〃
森林センター	〃
環境政策課	〃
東部林業事務所	平成28年5月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 超過勤務手当について、支給漏れがあった。(森林センター)

(イ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(森林センター)

(3) 検討指示事項

森林病害虫防除のために貸し出している機具について、その貸付手続及び管理方法の見直しを検討する必要がある。(みどり整備課)